

2024年12月28日からの大雪により被災されたお客さまに対する
電気料金等の特別措置について

2024年12月28日からの大雪により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

当社では、このたびの大雪により災害救助法が適用された市町村において、被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を実施させていただきます。

1. 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された地域

青森県（5市4町1村）

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町

2. 特別措置の内容

東北電力株式会社が適用する内容と同様

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

【法人のお客さま】

丸紅新電力 業務企画部

TEL：03-3282-2350

（受付時間 月～金曜日：9:30～17:30 ※土曜日・日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く）

【個人のお客さま】

丸紅新電力 カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821（ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909）

（受付時間 月～金曜日：9:00～20:00 土曜日：9:00～17:00 ※日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く）

【参考リンク】

東北電力株式会社 プレスリリース

https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1246045_2558.html

なお、今後、災害救助法適用地域の追加があった場合は、同様の措置拡大を行わせていただきます。

※災害救助法適用地域および詳細、最新情報は内閣府のホームページにてご確認ください。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。